

【参考② その他施行規則の変更】

No.	項目	現行の施行規則	新しい施行規則（案）	備考
1	第4条 （事前協議を要しない公共的施設）	<p>条例第17条第1項の規則で定める公共的施設は、次に掲げる公共的施設とする。</p> <p>(1) 別表1 1の項第8号、第9号及び第19号に掲げる施設で床面積(増築、改築、大規模の修繕及び大規模の模様替え(以下「増築等」という。))の場合にあっては、当該増築等に係る部分の床面積。別表2及び別表4において同じ。)の合計が2,000平方メートル未満のもの</p> <p>(2) 別表1 4の項に掲げる路外駐車場のうち、次に掲げるもの。 ア 自動車の駐車のために供する部分の面積(増築等の場合にあつては、当該増築等を行った後の面積。イにおいて同じ。)の合計が1,000平方メートル未満のもの イ 自動車の駐車のために供する部分の面積が1,000平方メートル以上のもので駐車場法(昭和32年法律第106号)第12条の規定による設置又は変更の届出を要しないもの</p> <p>(3) 前2号に掲げるもののほか、別表1 1の項に掲げる建築物で建築基準法(昭和25年法律第201号)第6条第1項の規定による確認の申請を要しないもの</p>	<p>条例第17条第1項の規則で定める公共的施設は、次に掲げる公共的施設とする。</p> <p>(1)～(3) 同左</p> <p><u>(4) 条例第17条第1項の規定による協議の対象となる部分が存在しないもの</u></p>	<p>整備対象となる公共的施設ではあるものの、事前協議対象となる部分が存在しない場合の事前協議手続きを省略する規定の新設。</p> <p>【事前協議対象となる部分が存在しない例】 元々共同住宅（マンション）であった1室を、用途変更により宿泊施設とした場合、当該部分の床面積が2,000㎡未満であれば車椅子使用者用の客室としての整備が不要であり、また既存建築物内の1室であることから、事業主が用途変更部分のみ整備を行う意向であれば、当該部分までの経路の整備は行わないことになり、事前協議の対象となる部分が存在しない。 これまでは必要な事前協議をすべて行っていたが、今後は上記のとおり、必要ではないものについては事前協議を行わない整理とする。</p>
2	第6条 （軽微な変更）	<p>条例第17条第1項の規則で定める軽微な変更は、次に掲げるものとする。</p> <p>(1) 工事の内容に係る変更のうち整備基準の適用の変更を伴わないもの (2) 工事の着手予定日又は完了予定日の3月以内の変更</p>	<p>条例第17条第1項の規則で定める軽微な変更は、次に掲げるものとする。</p> <p>(1) 同左 (2) 工事の着手予定日又は完了予定日の3月以内の変更</p>	<p>工事の着手予定日や完了予定日が3か月以上ずれ込んだ場合、設計変更等がない場合であっても変更協議を行わなければならないため、事務処理の円滑化の観点から上記予定日の変更期限を削除する。</p>
3	別表1	別紙のとおり	<u>(19)工場（専ら従業員が使用するものは除く）</u>	<p>工場については、見学施設等がなく、従業員のみが利用するものについては整備対象建築物から除外している（ガイドブックP16参照）ことから、施行規則上の整理として別表1に明記する。</p>